

## 契約書（案）

- 1 契約目的 平成30年度全国高等学校総合体育大会広報用ウェアの購入に係る単価契約
- 2 納入場所 別紙1～3「納品期限・納品先及び予定数量一覧」のとおり
- 3 納入期限 別紙1～3「納品期限・納品先及び予定数量一覧」のとおり
- 4 契約内容

品名	メーカー名	品番	色	税抜単価 (円)
ポロシャツ	ミズノ	G2JA4010	ターコイズ	

- 5 品質及び規格 別紙「仕様書」のとおり
- 6 契約保証金 免除（規則第75条4項第3号適用）

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下「甲」という。）と、受注者「  
」(以下「乙」という。)との間において、上記物品の購入について契約を締結し、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会財務会計規程及び次の条件によって互いに契約を履行する。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

また、本契約の締結後、乙は発注者ごとに、別途、売買契約を締結するものとする。

平成30年 月 日

(甲) 住 所 三重県津市栄町1丁目891番地  
平成30年度全国高等学校総合体育大会  
三重県実行委員会  
会長 鈴木 英敬 印

(乙) 住 所

印

(総則)

第1条 乙は、別添仕様書（その他付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていないものがあるときは、その都度甲と乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は会計規則第32条に基づき、支出命令権者が会計管理者又は出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

(契約内容の変更等)

第4条 甲は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は物品の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面により定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(納入期限の延長)

第5条 乙は、天災その他不可抗力、又はその他乙の責に帰すことができない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲と乙が協議して書面により定める。

(危険負担)

第6条 物品の引渡し前に、物品に生じた損害その他物品の納入に当たり生じた損害（天災その他の不可抗力による損害は除く。）については、乙がその費用を負担する。

(納入の通知等)

第7条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 乙は、物品を納入するときは、当該物品に納品書を添えなければならない。

(検査及び引渡し)

第8条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いのうえ検査を行い、検査に合格した場合は、乙は、すみやかに発注者にその物品を引渡さなければならない。ただし、書面による検査も可とする。

2 乙が前項の検査に立会わないときは、甲は検査を行い、当該検査の結果を乙に通知するものとする。このとき、乙は、甲の検査の結果について異議を申し立てることはできない。

- 3 第1項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指示により代品と引換え、又は補修のうえ納入し、再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 物品の納入及び検査に要する費用は、特別の定めをした場合を除き乙の負担とする。

#### (契約代金の支払)

- 第9条 乙は、前条に規定する検査に合格し、物品の引渡しを完了したときは、書面により甲に対して契約代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
  - 3 甲がその責に帰すべき理由により前条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
  - 4 甲がその責に帰すべき理由により前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

#### (部分引渡し)

- 第10条 乙は、分納期限を定めた物品を納入し、第8条第1項に規定する検査に合格し、引渡しを完了したときは、書面により当該物品に対する契約代金相当額の支払を請求することができる。
- 2 第8条第2項から第4項、第9条第2項から第4項の規定は、前項の場合に準用する。

#### (瑕疵担保)

- 第11条 甲は、乙が納入した物品に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めて、目的物の取替え若しくは瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、第8条第1項の規定による物品の引渡しを受けた日から1年以内に行なければならない。

#### (履行遅滞の場合における違約金)

- 第12条 乙は、その責に帰すべき理由により納入期限を経過して物品を納入したときは、納入期限の翌日から起算して履行があった日までの遅延日数に応じ、納入遅滞となった物品の単価に指示した数量を乗じた額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定される政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。
- 2 前項の規定及び第8条第3項の規定による代品と引換え、又は補修後の納入において納入期限を経過した場合の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しないものとする。

#### (談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第13条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、第15条及び第16条に規定する契約解除をするか否かを問わず、乙は甲の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の2に相当する額を

違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (不当介入に対する措置)

第 14 条 乙は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
  - (3) 甲に報告すること。
  - (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。
- 2 乙が、前項の第 2 号又は第 3 号の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

#### (甲の解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により、納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第 8 条第 1 項の検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと甲が認めるとき。

- (3) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (4) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
  - (5) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
  - (6) 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、既納物品があるときは、甲の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該物品の契約代金相当額を乙に支払わなければならない。
  - 4 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定までの間に限る）にあつては10分の3に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 5 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

#### （乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力により物品を納入することが不可能となったとき。
  - (2) 甲の責に帰すべき理由により、物品を納入することが不可能となったとき。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
  - 3 第1項第2号の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は甲と乙が協議して定める。

#### （損害賠償）

第17条 第15条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は同条第4項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

#### （債権債務の相殺）

第18条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、契約代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

#### （紛争の解決）

第19条 この契約書の各条項において甲と乙が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して甲と乙の間に紛争が生じた場合には、甲と乙の協議により選任した者のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲と乙が協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

#### （管轄裁判所）

第20条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意

管轄裁判所とする。

(補則)

第 21 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定める。

平成30年度全国高等学校総合体育大会広報用ウェアの購入に係る単価契約仕様書

1 制作物

平成30年度全国高等学校総合体育大会広報用ウェア（ポロシャツ）

2 予定数量

別紙1～別紙3「納品期限・納品先及び予定数量一覧」のとおり。

※上記数量は予定数量であるため、実際に調達する数量とは異なることがあります。

サイズごとの枚数は、契約締結後、別紙1については6月中旬に、別紙2については6月下旬に、別紙3については7月中旬に指示します。

3 規格・素材

ミズノ ポロシャツ G2JA4010 ターコイズ  
プリント方法 デジタル転写プリント

4 デザイン

別紙4のと通りのデザインとします。

電子データ（イラストレータ）を別途支給します。

5 入札金額及び落札者の決定方法等について

入札金額は、消費税抜きで、制作代、発送にかかる費用など納品にかかるすべての経費を含めた額とし、金額（総額及び単価）は、円単位とすること。

落札者の決定方法は、税抜単価×予定数量の総額で比較し、予定価格の範囲内で入札価格が最も安いものを落札候補者とします。

6 契約方法

契約は、単価契約（税抜額）とします。

契約金額は、税抜単価×予定数量を算出したものに100分の108を乗じた金額（円未満の端数は切り捨て）の総計としますが、契約書の契約金額の表示については、税抜きの単価を記載するものとします。

7 納品方法及び代金請求方法

納品は、指定納品先ごとに梱包し、送付文書を付けて納品してください。（送付文書はお渡しします。）

県内より納品発送を行う場合は、発送場所にて納品確認を行いますので、事前に発送する旨を連絡してください。

県外より納品発送を行う場合は、発送時期・発送枚数等を明記した書面を提出してください。

請求は、消費税及び地方消費税分（8%）を上乗せ（円未満の端数は切り捨て）し、請求すること。

8 納入場所及び納入期限

別紙1～別紙3「納品期限・納品先及び予定数量一覧」のとおり

9 その他

同等品による納品は不可。

上記枚数とは別に納品先から別途注文が入る可能性があります。(昨年度注文数は約50枚)なお、支払いについては納品先の各団体が行いますので、納品書と請求書を別途用意してください。納期は8と同様とします。

本仕様書に記載のない事項については、別途協議するものとします。





納品期限・納品先及び予定数量一覧

納品期限：平成30年7月19日(木)

	納品先			予定数量								
	学校名	〒	所在地	XS	S	M	L	XL	2XL	3XL	4XL	5XL
1	いなべ総合学園高等学校	511-0222	いなべ市員弁町御園632			1	1					
2	四日市南高等学校	510-8562	四日市市 日永4917			1		1				
3	四日市工業高等学校	510-0886	四日市市日永東3丁目4-63				6	2				
4	神戸高等学校	513-0801	鈴鹿市神戸4丁目1-80				1	1				
5	稲生高等学校	510-0201	鈴鹿市稲生町8232-1					2				
6	久居高等学校	514-1138	津市戸木町3569-1					2		1		
7	松阪商業高等学校	515-0205	松阪市豊原町1600			8	2	1	1			
8	陸上競技	三重高等学校	515-0044	松阪市久保町1232		2		1				
9		宇治山田高等学校	516-0062	伊勢市浦口三丁目13-1				1		1		
10		宇治山田商業高等学校	516-0018	伊勢市黒瀬町札ノ木1193				4	1			
11		伊勢高等学校	516-0016	伊勢市神田久志本町1703-1			1	1				
12		伊勢工業高等学校	516-0017	伊勢市神久2丁目7-18				1		1		
13		上野高等学校	518-0873	伊賀市上野丸之内107		1		1				
14		伊賀白鳳高等学校	518-0837	伊賀市緑ヶ丘西町2270-1			1	1	1			
15		近畿大学工業高等専門学校	518-0459	名張市春日丘7番町1			3	2				
16	レスリング	朝明高等学校	512-1304	四日市市中野町2216				2				
17		いなべ総合学園高等学校	511-0222	いなべ市員弁町御園632				2				
18	自転車	朝明高等学校	512-1304	四日市市中野町2216				2				
19	ヨット	津工業高等学校	514-0823	津市半田534				5				
20	ボクシング	久居高等学校	514-1138	津市戸木町3569-1				3	2			
21		明野高等学校	519-0501	伊勢市小俣町明野1481				2	1			
合計				0	3	31	27	9	4	0	0	0
総合計				74								

※東海総体の結果、インターハイ出場が決定した選手および監督等の分(水泳競技については別紙3にて対応)  
 ※記載データは昨年度配付情報です。本年度の納品先、数量及び納品先各団体自己負担分数量については、6月下旬に指示予定。

専門委員長

	納品先			予定数量								
	学校名	〒	所在地	XS	S	M	L	XL	2XL	3XL	4XL	5XL
1	陸上競技	桑名西高等学校	511-0937	桑名市志知東山2839番地						1		
2	水泳	尾鷲高等学校	519-3659	尾鷲市古戸野町3-12				1				
3	テニス	松阪工業高等学校	515-0073	松阪市 殿町1417				1				
4	ソフトテニス	宇治山田高等学校	516-0062	伊勢市浦口3丁目13-1				1				
5	卓球	四日市四郷高等学校	510-0947	四日市市八王子町高花1654		1						
6	サッカー	名張西高等学校	518-0476	名張市百合が丘東6番町1					1			
7	バレーボール	松阪工業高等学校	515-0073	松阪市殿町1417					1			
8	バスケットボール	四日市高等学校	510-8014	四日市市富田4丁目1-43					1			
9	ソフトボール	亀山高等学校	519-0116	亀山市本町1丁目10-1		1						
10	バドミントン	伊勢工業高等学校	516-0017	伊勢市神久2丁目7-18			1					
11	相撲	宇治山田商業高等学校	516-0018	伊勢市黒瀬町札ノ木1193							1	
12	柔道	四日市商業高等学校	512-0921	四日市市尾平町永代寺2745						1		
13	剣道	白子高等学校	510-0243	鈴鹿市白子4丁目17-1				1				
14	登山	神戸高等学校	513-0801	鈴鹿市神戸4丁目1-80					1			
15	ウエイトリフティング	亀山高等学校	519-0116	亀山市本町1丁目10-1		1						
16	レスリング	伊勢工業高等学校	516-0017	伊勢市神久2丁目7-18				1				
17	ボート	津商業高等学校	514-0063	津市波見町699			1					
18	ホッケー	白子高等学校	510-0243	鈴鹿市白子4丁目17-1			1					
19	ボクシング	水産高等学校	517-0703	志摩市志摩町和具2578						1		
合計				0	3	3	5	4	3	1	0	0
総合計				19								

※記載データは昨年度配付情報です。本年度の納品先、数量及び納品先各団体自己負担分数量については、6月下旬に指示予定。

事務局職員等

	納品先			予定数量								
	学校名	〒	所在地	XS	S	M	L	XL	2XL	3XL	4XL	5XL
	実行委員会事務局					2	3	2	1			
合計				0	0	2	3	2	1	0	0	0
総合計				8								

※本年度赴任職員、知事(XL)、副知事(M、L)、教育長(XL)、次長(L)対応

## 納品期限・納品先及び予定数量一覧

納品期限:平成30年8月10日(金)

	納品先			予定数量								
	学校名	〒	所在地	XS	S	M	L	XL	2XL	3XL	4XL	5XL
1	水泳	尾鷲高等学校	519-3659	尾鷲市古戸野町3-12		1		2				
2	(競泳)	津田学園高等学校	511-0865	桑名市藤が丘1-801 A202		1	1	3	3	1		
3	水泳(水球)	四日市中央工業高等学校	512-0925	四日市市菅原町678		1	5	7	3	1		
4	水泳(飛込)	稲生高等学校	510-0071	四日市市西浦2-12-15		1		2	1			
合計					0	4	6	14	7	2	0	0
総合計					33							

※水泳競技において、インターハイ出場が決定した選手および監督等の分。

※記載データは昨年度配付情報です。本年度の納品先、数量及び納品先各団体自己負担分数量については、7月下旬に指示予定。

※納品先には昨年度インターハイ出場校の情報を記載しています。本年度の納品先、数量及び納品先各団体自己負担分数量については、7月下旬に指示予定。

平成30年度全国高校総体 三重県選手用ウェアのデザイン案

